

第2章 三鷹市のコミュニティ行政の総括

第2章 三鷹市のコミュニティ行政の総括

2.1 コミュニティ行政のあゆみ

(1) コミュニティ再生

三鷹市のコミュニティ行政は、ポスト下水道行政として昭和46（1971）年に「コミュニティ・センター建設構想」を発表したことから始まりました。高度成長期が続いていた当時、東京では地方からの人口の移動が著しく、都市化が急速に進んでいきました。そのような状況は三鷹市においても例外ではなく、人口移動に伴い市の人口が膨れ上がる中で地域や市政を知らない・関心がない市民が急増していました。そして、昔からあった町会・自治会などの地縁的な組織と新しい住民との間で摩擦が起こる中で、いかに地域のコミュニティを再構築していくかが大きな課題となっていました。このような状況において、国では昭和44（1969）年に国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会から、報告書「コミュニティ-生活の場における人間性の回復-」が出され、「都市化にともない、地域共同体が形骸化、空洞化しており、開放的かつ自主的なコミュニティの構築が必要」とし、新たなコミュニティづくりともいえる「コミュニティ再生」が提唱されました。

一方、三鷹市では当時の鈴木平三郎市長のドイツのコミュニティ・センターの視察を契機として「コミュニティ・センター建設構想」が策定され、全国の自治体に先駆け、住民自らが住みよいまちづくりを進めるコミュニティ行政に着手し、市政の大きな柱と位置づけました。取組の先駆けとなった大沢地区では、コミュニティ・センターの建設にあたって、地域の住民団体（町会・自治会、各種団体、自主サークル）や市報等で公募した市民で構成されるコミュニティ・センター研究会が結成され、これからコミュニティの姿や管理組織の研究、施設の利活用などについて検討を行いました。その後、この研究会がその他の住区でも同様に組織され、コミュニティ・センターの建設において基本設計から実施設計に至る建設プランの検討・策定を行いました。プラン策定後、このコミュニティ・センター研究会は住民協議会設立準備会に発展的に改組され、コミュニティ・センターの管理・運営を担う住民協議会の設立、発足につながっていきました。

そして、昭和49（1974）年には市のコミュニティの理念とコミュニティ・センターの住民管理を明文化した「三鷹市コミュニティ・センター条例」が制定され、第1号のコミュニティ・センターとなる大沢コミュニティ・センターが開館しました。その後、昭和53（1978）年策定の「三鷹市基本計画」において、市内に7つのコミュニティ住区（2～4の近隣住区を集合した地域エリア）と、24の近隣住区（人と人とのふれあいが

生まれ、育つための基となる地区。徒歩圏 10 分程度が基準。) を設定し、コミュニティ住区にはコミュニティ・センターを、近隣住区には市民に身近な集会施設として地区公会堂を建設することとしました。現在まで、市内には 7 つのコミュニティ・センターと 32 の地区公会堂が市民のコミュニティ活動の拠点として整備されています。

このような、①住民参加によるコミュニティ・センターの建設、②三鷹市コミュニティ・センター条例の制定、③住民自らのコミュニティ・センターの管理・運営の 3 つの取組は、市のコミュニティ行政の大きな特徴でした。

【近隣住区とコミュニティ住区】

区分	人口	面積	生活圏	その他	目標とシビルミニマム
コミュニティ住区（7 住区）	約 20,000 人 ～30,000 人	約 130ha～400ha (2～4 の近隣住区を集合したもの)	歴史性、市民特性、地域特性などを考慮して設定。	区域設定は幹線道路、河川などを基準に設定。	コミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティ・センターを計 7 か所に設置する。
近隣住区（概ね 24 住区）	約 5,000 ～10,000 人	約 30ha～167ha	徒歩 10 分程度で、町丁、日常の買物行動、地域活動などを配慮し、コミュニティ活動を通じて設定される。		身近な「ふれあい」の拠点施設として、地区公会堂を概ね 32 か所に設置する。

（2）参加と協働

コミュニティ住区・住民協議会を中心としたコミュニティは、その後、市民参加の取組にもつながっていきます。市の基本計画の改定、実施計画の策定に市民意見を反映するため、昭和 55 (1980) 年度、59 (1984) 年度、63 (1988) 年度には、住区内の市民による地域の課題発見「コミュニティ・カルテ（地域生活環境診断）」作成の取組が行われました。また、昭和 63 (1988) 年から平成元 (1989) 年には、これをさらに発展させた手法として、住区の計画であり、まちづくりへの提言となる「まちづくりプラン¹」が作成されました。

このような実践と経験は、その後のワークショップ形式による公園整備や学校建設のプランづくりを経て、三鷹市基本構想及び第 3 次三鷹市基本計画策定における「みたか市民プラン 21 会議²」の取組、無作為抽出された市民による「みたかまちづくりディスカッション³」、「三鷹市市民参加でまちづくり協議会」（愛称：Machikoe（マチコエ））など、市民参加と協働の取組の拡大・推進につながっていきました。

¹ 住民協議会が中心となりコミュニティ住区内の 10 年後の将来像を検討することにより策定した地域のまちづくり計画。

² 平成 11 年 10 月に発足した、三鷹市の基本構想・第 3 次基本計画策定に向けて市民の視点からの提言を行うための市民参加組織。市が素案を作成する前の段階からの白紙からの市民参加により、約 1 年間の検討を経て、提言書「みたか市民プラン 21」を市に提出した。

³ 無作為抽出による市民討議会。より多くの市民から率直な意見を聴取するために有効な手段として、基本計画の策定・改定などの際に採用している。ドイツで実施されているプラーヌンクスツェレという市民参加の手法を参考とした。

(3) コミュニティ創生

先に述べたように、昭和 40 年代以降、市は「コミュニティ再生」の取組としてコミュニティ・センターを拠点とした住民協議会の活動を推進する政策を推進してきました。しかし、平成に入る頃から、これまで先駆けて取り組んできたコミュニティ施策も少子高齢化の進展や生活スタイル・価値観の変化による人と人の関係性の希薄化、市民ニーズの多様化等に対応しきれないといった新たな課題に直面するようになりました。

このような市民を取り巻く暮らしの状況や進行する少子高齢化による地域の課題の解決のあり方として、平成 2（1990）年頃から住民同士の支え合いによる「新たな共助の仕組み」である「コミュニティ創生」が唱えられはじめました。国では、平成 10

（1998）年に市民活動を支援する新たな制度として「特定非営利活動促進法」を制定し、平成 21（2009）年には「新しい公共」の考え方方が示されるなど、行政以外の様々な主体が公共の担い手となり、協働することが重要であるとしました。そして、市でも平成 22（2010）年度の施政方針から、市民の暮らしの諸課題を新しい「共助」と市民と行政の協働で乗り越える「コミュニティ創生」を掲げることとなります。

例えば、地域のつながりによる支え合いの仕組みとして、7つのコミュニティ住区を基盤に「地域ケアネットワーク推進事業」を全市展開し、居場所づくり（サロン）や相談、見守り・支え合いや地域交流・多世代交流など、様々な関係者が集まり地域特性に応じた多様な活動を行っています。

また、教育委員会においては学校と保護者・地域のつながりを深め、保護者や地域住民が学校運営に参加する「コミュニティ・スクール」の取組を進め、平成 21（2009）年度までに市立小・中学校 22 校がコミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育校 7 学園として開園しました。この取組を進める中で、「地域の子どもは地域で見守り、育てる」という市民意識が醸成されるとともに、学校や子どもたちを縁とした市民のつながりであるスクール・コミュニティが発展し、市内の他のコミュニティの活性化にも寄与しています。

なお、近年では国においても「地域共生社会づくり」「重層的支援体制整備事業」「エリアマネジメント⁴」「DMO⁵」など関係する多様な団体や人財の連携による地域づくりの考え方方が推進されてきており、こうした連携を作り出す仕組みが求められ始めています。

⁴ 地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

⁵ 観光地域づくり法人。地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人。